

1 委員会審議経過

内閣委員会

委員一覧（20名）

委員長	難波	奨二（民進）	江島	潔（自民）	矢田	わか子（民進）
理事	上月	良祐（自民）	岡田	広（自民）	里見	隆治（公明）
理事	高野	光二郎（自民）	こやり	隆史（自民）	田村	智子（共産）
理事	相原	久美子（民進）	山東	昭子（自民）	清水	貴之（維新）
理事	西田	実仁（公明）	豊田	俊郎（自民）	山本	太郎（希望）
	有村	治子（自民）	野上	浩太郎（自民）	和田	政宗（日本）
	石井	準一（自民）	神本	美恵子（民進）		（28. 10. 18 現在）

（1）審議概観

第192回国会において、本委員会に付託された法律案は、内閣提出4件及び衆議院提出2件（うち内閣委員長提出1件）の合計6件であり、内閣提出4件及び衆議院提出1件を可決し、衆議院提出1件を修正議決した。このほか、本委員会から法律案1件を提出することを決定した。

また、本委員会付託の請願11種類79件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律案は、宇宙基本法の基本理念にのっとり、我が国における人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に係る許可に関する制度並びに人工衛星等の落下等により生ずる損害の賠償に関する制度を設けることにより、宇宙の開発及び利用に関する諸条約を的確かつ円滑に実施するとともに、公共の安全を確保し、あわせて、当該損害の被害者の保護を図り、もって国民生活の向上及び経済社会の発展に寄与することとするものである。

衛星リモートセンシング記録の適正な

取扱いの確保に関する法律案は、宇宙基本法の基本理念にのっとり、我が国における衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いを確保するため、国の責務を定めるとともに、衛星リモートセンシング装置の使用に係る許可制度を設け、あわせて、衛星リモートセンシング記録保有者の義務、衛星リモートセンシング記録を取り扱う者の認定、内閣総理大臣による監督その他の衛星リモートセンシング記録の取扱いに関し必要な事項を定めようとするものである。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、我が国の宇宙政策の方向性、人工衛星等の打上げに係る政府補償等の在り方、衛星リモートセンシング記録の利活用及び規制の在り方等について質疑が行われ、討論の後、順次採決の結果、いずれも多数をもって原案どおり可決された。なお、両法律案に対し附帯決議が付された。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案は、人事院の国会及び内閣に対する平成28年8月8日付け

の職員の給与の改定に関する勧告並びに国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出及び一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の改正についての勧告に鑑み、一般職の国家公務員について、俸給月額、初任給調整手当、扶養手当及び勤勉手当の額の改定、育児休業等の対象となる子の範囲の拡大並びに介護のため1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇の新設等の措置を講じようとするものである。

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額を改定しようとするものである。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、新設される専門スタッフ職4級の適正な運用の確保、国家公務員の人事評価制度の在り方、国の非常勤職員等の処遇を改善する必要性等について質疑が行われ、討論の後、順次採決の結果、いずれも多数をもって原案どおり可決された。

官民データ活用推進基本法案は、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて流通する多様かつ大量の情報を適正かつ効果的に活用することにより、急速な少子高齢化の進展への対応等の我が国が直面する課題の解決に資する環境をより一層整備することが重要であることに鑑み、官民データの適正かつ効果的な活用の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、官民データの適正かつ効果的な活用の推進に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体及び事業者の責務を明らかにし、並びに官民データ活用推進基本計画の策定その他官民データの適正かつ効果的な活用の推進

に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、官民データ活用推進戦略会議を設置しようとするものである。

委員会においては、個人情報等の利用に係る民間事業者の対応及びプライバシー侵害の懸念等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって原案どおり可決された。

特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案は、特定複合観光施設区域の整備の推進が、観光及び地域経済の振興に寄与するとともに、財政の改善に資するものであることに鑑み、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する基本理念及び基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、特定複合観光施設区域整備推進本部を設置することにより、これを総合的かつ集中的に行おうとするものである。なお、衆議院において内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律第6条の規定により総務省設置法が改正されたことに伴う、必要な技術的修正が行われた。

委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、我が国にカジノ施設を設置することの是非、本法によるカジノ規制と違法性の阻却との関係、カジノ施設の設置による経済効果と社会に対する影響、ギャンブル依存症の予防策及び依存症患者への対策、カジノ施設の設置者及び運営者を民間事業者に限定した理由、マネー・ローンダリング対策等について質疑が行われた。質疑を終了した後、自由民主党から政府がカジノ施設の設置及び運営に関し講ずべきカジノ施設の入場者が悪影響を受けることを防止するために必要な措置として、ギャンブル依存症等の防止について明示すること、この

法律の規定及び第5条の規定に基づく措置については、この法律の施行後5年以内を目途として、必要な見直しが行われるべきものとする等と内容とする修正案が提出された。討論の後、順次採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも多数をもって可決され、本法律案は修正議決された。なお、附帯決議が付された。

〔法律案の提出〕

11月17日、ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律案に関する件を議題とし、同法律案の草案について委員長から説明を聴取した後、全会一致をもって内閣委員会提出の法律案として提出することを決定した。その主な内容は、住居等の付近をみだりにうろつく行為及び電子メールに類するその他の電気通信の送信等をするを規制の対象に加えるとともに、禁止命令等について、警告をしていない場合であってもこれを行うことができるようにすること、緊急の必要がある場合における手続を整備すること等の措置を講ずるほか、ストーカー行為等に係る情報提供の禁止、ストーカー行為等の相手方に対する援助の措置等の拡充、罰則の引上げ、ストーカー行為をする罪について告訴がなくても公訴を提起することができるようにすること等について定めようとするものである。

〔国政調査〕

(2) 委員会経過

○平成28年10月18日(火) (第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 内閣の重要政策及び警察等に関する調査を行

10月18日、一般職の職員の給与についての報告及び勧告等について一宮人事院総裁から説明を聴取した。

10月20日、科学技術イノベーション政策の抜本的強化、地方創生の現状を踏まえた今後の取組、子供の貧困に係る実態調査、社会保障と税に係る勤労者の負担、働き方改革の検討の方向性、認可外保育施設における乳幼児の安全確保、政府関係機関の地方移転に係る今後の方向性、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会に係る国の関与、不妊治療の助成に係る課題等の諸問題について質疑を行った。

11月10日、一億総活躍、働き方改革及び地方創生等に関する件を議題とし、働き方改革実現会議の位置付け及び同会議の構成の在り方、介護離職を防止するための環境整備の必要性、政治分野における男女共同参画の推進に係る加藤大臣の所見、政府の各種経済統計の改善に係る方針、子供の貧困対策として低所得の有子世帯への経済的支援を行う必要性、民泊の推進のための規制の在り方、大学等の進学に係る生活保護制度の運用の妥当性、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会に向けた政府による国内外への広報戦略、まち・ひと・しごと創生総合戦略の改訂に係る検討の方向性等の諸問題について質疑を行った。

11月17日、ストーカー事案への対応の更なる充実に関する決議を行った。

うことを決定した。

- 一般職の職員の給与についての報告及び勧告等に関する件について一宮人事院総裁から説

明を聴いた。

○平成28年10月20日(木) (第2回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 科学技術イノベーション政策の抜本的強化に関する件、地方創生の現状を踏まえた今後の取組に関する件、子供の貧困に係る実態調査に関する件、社会保障と税に係る勤労者の負担に関する件、働き方改革の検討の方向性に関する件、認可外保育施設における乳幼児の安全確保に関する件、政府関係機関の地方移転に係る今後の方向性に関する件、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会に係る国の関与に関する件、不妊治療の助成に係る課題に関する件等について丸川国務大臣、山本（幸）国務大臣、鶴保国務大臣、加藤国務大臣、石原国務大臣、磯崎農林水産副大臣、古屋厚生労働副大臣、藤井国土交通大臣政務官、武村内閣府大臣政務官、中川経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

岡田広君（自民）、上月良祐君（自民）、神本美恵子君（民進）、矢田わか子君（民進）、里見隆治君（公明）、田村智子君（共産）、清水貴之君（維新）、山本太郎君（希望）、和田政宗君（日本）

○平成28年11月1日(火) (第3回)

- 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律案（第190回国会閣法第41号）（衆議院送付）
衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律案（第190回国会閣法第42号）（衆議院送付）
以上両案について鶴保内閣府特命担当大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成28年11月8日(火) (第4回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律案（第190回国会閣法第41号）（衆議院送付）
衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律案（第190回国会閣法第

42号）（衆議院送付）

以上両案について鶴保内閣府特命担当大臣、石原内閣府副大臣、豊田内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

〔質疑者〕

江島潔君（自民）、藤末健三君（民進）、西田実仁君（公明）、田村智子君（共産）、清水貴之君（維新）、山本太郎君（希望）、和田政宗君（日本）

（第190回国会閣法第41号）

賛成会派 自民、民進、公明、維新、日本
反対会派 共産、希望

（第190回国会閣法第42号）

賛成会派 自民、民進、公明、維新、日本
反対会派 共産、希望

なお、両案について附帯決議を行った。

○平成28年11月10日(木) (第5回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 一億総活躍、働き方改革及び地方創生等に関する件について加藤国務大臣、山本（幸）国務大臣、丸川国務大臣、武村内閣府大臣政務官、堀内厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

矢田わか子君（民進）、西田実仁君（公明）、田村智子君（共産）、清水貴之君（維新）、山本太郎君（希望）、和田政宗君（日本）

- 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第9号）（衆議院送付）
特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第10号）（衆議院送付）
以上両案について山本（幸）国務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成28年11月15日(火) (第6回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第9号）（衆議院送付）
特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第10号）（衆議院送付）
以上両案について山本（幸）国務大臣、富樫

総務大臣政務官、一宮人事院総裁及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

〔質疑者〕

上月良祐君（自民）、相原久美子君（民進）、里見隆治君（公明）、田村智子君（共産）、清水貴之君（維新）、山本太郎君（希望）、和田政宗君（日本）

（閣法第9号）

賛成会派 自民、民進、公明、希望、日本
反対会派 共産、維新

（閣法第10号）

賛成会派 自民、民進、公明、日本
反対会派 共産、維新、希望

○平成28年11月17日（木）（第7回）

○**ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律案**の草案について委員長から説明を聴いた後、委員会提出の法律案として提出することを決定した。

○**ストーカー事案への対応の更なる充実に関する決議**を行った。

○平成28年12月6日（火）（第8回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**官民データ活用推進基本法案（衆第8号）（衆議院提出）**について提出者衆議院内閣委員長秋元司君から趣旨説明を聴き、衆議院内閣委員長代理平井たくや君、同濱村進君及び同高井崇志君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

田村智子君（共産）、山本太郎君（希望）

（衆第8号）

賛成会派 自民、民進、公明、維新
反対会派 共産、希望

○平成28年12月8日（木）（第9回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案（第189回国会衆第20号）（衆議院提出）**について発議者衆議院議員細田博之君から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員ふくだ峰之君から説

明を聴いた後、発議者衆議院議員岩屋毅君、同細田博之君、同西村康稔君、同小沢鋭仁君、同松浪健太君、菅内閣官房長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

山東昭子君（自民）、江島潔君（自民）、和田政宗君（自民）、相原久美子君（民進）、白眞勲君（民進）、西田実仁君（公明）、大門実紀史君（共産）、浅田均君（維新）、山本太郎君（希望）

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成28年12月12日（月）（第10回）

○**特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案（第189回国会衆第20号）（衆議院提出）**について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

大阪商業大学総合経営学部教授 美原融君
弁護士 渡邊雅之君

日本弁護士連合会多重債務問題検討ワーキンググループ座長

弁護士 新里宏二君

静岡大学人文社会科学部教授 鳥畑与一君

〔質疑者〕

和田政宗君（自民）、神本美恵子君（民進）、里見隆治君（公明）、田村智子君（共産）、浅田均君（維新）、山本太郎君（希望）

○平成28年12月13日（火）（第11回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案（第189回国会衆第20号）（衆議院提出）**について発議者衆議院議員細田博之君、同西村康稔君、同岩屋毅君、同小沢鋭仁君、同松浪健太君、菅内閣官房長官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、修正議決した。

〔質疑者〕

上月良祐君（自民）、高野光二郎君（自民）、和田政宗君（自民）、森本真治君（民進）、矢田わか子君（民進）、大門実紀史君（共産）、山本太郎君（希望）、里見隆治君（公明）、西田実仁君（公明）、清水貴之君（維新）

(第189回国会衆第20号)

賛成会派 自民、公明（一部）、維新

反対会派 民進、公明（一部）、共産、希望

なお、附帯決議を行った。

○平成28年12月14日（水）（第12回）

○請願第83号外78件を審査した。

○内閣の重要政策及び警察等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

（３）委員会決議

―ストーカー事案への対応の更なる充実に関する決議―

政府は、ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律の施行に当たり、次の事項について十分配慮すべきである。

- 一 ストーカー事案については事態が急展開して重大事件に発展するおそれ大きいことから、警察において、ストーカー行為等の被害者等の安全の確保を最優先に、組織的な対応を推進・強化するとともに、ストーカー事案を担当する警察官による迅速かつ的確な対応が確保されるようにすること。
- 二 ストーカー行為罪について非親告罪化しても、警察及び検察においては、その事案の対応に当たり、ストーカー行為等の被害者の意向を十分に尊重した運用を行うようにすること。
- 三 ストーカー事案の特性を踏まえ関係機関等において適切な対応・支援がなされるよう、専門的能力や経験を有する人材の養成及び確保に努めること。
- 四 ストーカー行為等の被害者に対しては、その状況に応じた医学的・心理的なケアが適切に提供されるよう、必要な体制の整備を図ること。
- 五 ストーカー行為等をした者を更生させるための方法に関する調査研究等の加害者対策においては、精神医学的・心理学的な手法も含め、その適切かつ効果的な手法の研究・開発に重点的に取り組み、その成果の活用につなげること。
- 六 ストーカー行為等の被害者等がストーカー行為等を受けた早期の段階からちゅうちょなくその被害について相談することができるよう、関係する機関・団体における相談体制の拡充強化を図ること。

右決議する。